

大和市文化芸術振興条例

逐条解説

(目的)

第1条 この条例は文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・この条例は、大和市の文化芸術に対する意思を明確にし、施策の推進を図るためのものです。
- ・「心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現」は、文化芸術振興基本法の目的である「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現」を踏襲しました。
- ・総合計画では、文化芸術活動によって、基本目標である「豊かな心を育むまち」の実現を目指すこととしています。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

【解説】

- ・大和市の文化芸術を振興するうえで基本となる考え方です。
- ・第1項は、文化芸術振興の前提として、一人ひとりが文化芸術を創造、享受する権利を持っていること、いわゆる「文化権」(または「文化芸術創造享受権」)の存在を明示し、“市民が文化芸術に親しむことのできる環境”を目指すという考え方です。
- ・第2項は、個人の自主性・創造性を尊重して表現の自由を保障し、あわせて幅広い分野に及ぶ文化芸術の多様性を尊重するという考え方です。
- ・第3項は、先人が守り育ててきた文化芸術を後世に継承することと、新しい文化芸術や新たな価値観を創り育てることの双方をバランス良く進めていくという考え方です。
- ・第4項は、文化芸術の振興には市民と市の協力、連携が欠かせませんので、両者がともに手を携えていくという考え方です。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

【解説】

- ・第2条第4項(基本理念)で、市民と市は協力・連携することを掲げていますので、その役割分担を示す規定です。
- ・文化芸術活動の主役である市民は、継承、創造とともに、発信して文化芸術を広めていくことを役割としています。
- ・「発信」とは、発表会や展示会だけでなく、さまざまな形で人に伝えることを意味します。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。
- 3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

【解説】

- ・第2条第4項(基本理念)で、市民と市は協力・連携することを掲げていますので、その役割分担を示す規定です。
- ・また、文化芸術振興基本法では、「地方公共団体は、(中略)国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定していますので、これを受ける形で市の役割を定めています。
- ・第1項は、さまざまな施策とのバランスを考慮しながら総合的に、また計画的に文化芸術の振興に関する施策を進めること定めています。
- ・第2項は、市民が第3条で定めた役割を果たすことができるよう環境の整備を図ることを定めています。「環境の整備」は具体的に次のようなものが該当します。
 - 市民が文化芸術に親しむためのイベント開催や情報の提供を行うこと
 - ホール、ギャラリーなどをはじめ活動の場となる施設を整備すること
 - 文化芸術活動や芸術家等に対する支援を行うこと
 - 文化財を保存し、伝統文化を継承すること
- ・第3項は、文化芸術に関する施策を進める際の手段として、必要に応じ、芸術家、文化芸術団体、企業、国、神奈川県、他自治体などと連携して、効果的に施策を進めることを定めています。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を^{はぐく}育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

【解説】

- ・大和市の将来を担う子どもたちに、文化芸術に親しむことで豊かな人間性を育んでもらいたいという願いを込めた規定です。
- ・総合計画にも、「子どもが生き生きと育つまち」という基本目標を掲げていますので、この条例でも子どもに対する施策を積極的に進めることを定めています。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

【解説】

- ・「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。(出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」2006年3月 総務省)
- ・厚木基地を抱え、インドシナ難民の定住促進センターが存在していた大和市には、現在も多くの外国人が暮らしています(平成21年3月31日時点・人口割合で県内3位)。このため大和市民は国際化や異なる文化を肌で感じており、これは他市にはない特徴です。
- ・大和市では、以前から(財)大和市国際化協会を中心に多文化共生に関する施策を展開していますが、今後も国際交流や文化交流という枠にとどまることなく、お互いの文化を認め合いながら対等の立場でともに暮らす多文化共生社会を目指すという考え方を示した規定です。

(文化芸術振興基本計画)

第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

- ・大和市文化芸術振興基本計画は、総合計画の分野別計画として位置づけられるもので、この条例とともに、文化芸術施策を推進する際の拠りどころとなるものです。
- ・計画の策定にあたっては、さまざまな意見を聴くことと、公正で透明な手続きが必要ですので、審議会で意見を聴くことを定めています。

(文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。
- 3 審議会は必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会の委員数は10人以内とする。

【解説】

- ・審議会は、(1)文化芸術振興基本計画の検討、(2)文化芸術振興施策の推進を主な役割としています。
- ・審議会は、原則公開ですが、個人情報扱う場合などは、大和市市民参加推進条例の規定により非公開となる場合もあります。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

【解説】

- ・文化芸術振興策のひとつである顕彰について定めたものです。
- ・表彰に当たっては、第3条(市民の役割)に掲げた「継承、創造、発信」によって、第2条(基本理念)に掲げた「文化芸術に親しむ環境づくり」にいかに関与したかを基準にします。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

【解説】

- ・第8条に定める文化芸術振興審議会の運営ルールなど、この条例の施行に必要な詳細事項は規則で定めることを規定したものです。

〔附則〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条及び次項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 6 年条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 7 号を第 5 8 号とし、第 4 3 号から第 5 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 2 号の次に次の 1 号を加える。

(4 3) 大和市文化芸術振興審議会

第 2 条第 1 項中「第 5 6 条」を「第 5 7 条」に改め、同条第 2 項中「前条第 5 7 条」を「前条第 5 8 条」に改める。

別表中第 5 6 号を第 5 7 号とし、第 4 3 号から第 5 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 2 号の次に次の 1 号を加える。

4 3	大和市文化芸術振興審議会の委員	日額	8 , 9 0 0
-----	-----------------	----	-----------

【解説】

- ・条例が施行されるのは公布の日(平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日) です。ただし、第 8 条(審議会) と関連する条例の改正については、予算措置との整合をとるため、次年度からの施行としています。
- ・第 8 条に定める審議会の報酬については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定することから、その内容を附則に定めます。